

福岡市住宅供給公社一般事業主行動計画

当公社では、福岡市の住宅政策の一翼を担う公的機関として、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活を両立しながら安心して働くことができる職場環境づくりを推進するため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

記

1. 計画期間

令和8年10月1日より令和10年3月31日までとする。

2. 目標・取組内容・実施時期

目標1 時間外勤務の縮減に向けた取り組みを推進する。

<取組内容>

- ・令和8年10月～ 各所属において時間外勤務の事前申請及び事前命令を徹底する。
- ・令和8年10月～ ノー残業デー（毎週金曜日）を継続実施する。
- ・令和8年10月～ 社内通知等により定時退庁を呼びかける。
- ・令和8年10月～ 経営会議等において実施状況を定期的に確認する。

目標2 職員一人当たりの年次有給休暇平均取得日数を年間16日以上とする。

※年次有給休暇平均取得率80%以上

<取組内容>

- ・令和8年10月～ 社内通知等により年次有給休暇の取得促進を呼びかける。
- ・令和8年10月～ 経営会議や安全衛生委員会等において取得状況を定期的に確認する。

目標3 男性職員の育児休業取得率を100%とする。

<取組内容>

- ・令和8年10月～ 社内通知等により出産・育児に関する制度の周知を行う。
- ・令和8年10月～ 上司が対象者に対して取得勧奨を行う。
- ・令和8年10月～ 経営会議等において取得状況を定期的に確認する。